

1. エリア区分の考え方

水城跡の整備を検討していく上では、本来は全体を一つの繋がりの中で考えていくべきであるが、本史跡の空間特性である欠堤部の存在と、それにより分断されたエリアごとの状況や周辺環境を鑑み、特に短期、中期的な整備においては、それぞれのエリアに応じた対応を行っていく必要がある。

そこで、本計画においては、東側丘陵部から御笠川までのエリア、御笠川からJR鹿児島本線までのエリア、JR鹿児島本線から西側丘陵部までの3つのエリアと、水城跡を東西に大きく分断する欠堤部である御笠川エリアを設定し、各エリアの特性に応じた保存修理、遺構の表現及び整備を展開していく。

①西門エリア

古代には西門が設けられ、大宰府と鴻臚館を結ぶ古代官道が通っていた場所であり、門・官道とも発掘調査で確認されている。また平安後期の経塚が見つかるなど、特に築堤後の水城の利用・大宰府の領域観をうかがう上での情報が多く得られている。

また、小水城に最も近く、西側に広がる丘陵地に残された地形や豊かな自然環境が大きな特徴となっており、近年は市民ボランティアによる樹木整理や案内板の設置などが行われており、市民活動の拠点となりつつある。

豊かな自然環境を市民活動の場として、緑を持続的に維持管理していくことを目指し、西門及びその周辺の復元整備と併せて、生活環境の充実と来訪者を受け入れる導入拠点の整備や散策ルート、さらには小水城への誘導等の整備を同時に推進するエリアとする。

②中央エリア

このエリアでは、水城構築にかかわる情報が多く得られてきたという経緯がある。

旧国鉄鹿児島本線の線路幅幅によって土塁断面が調査され（大正2年・黒板勝美/中山平次郎）、木樋の調査が行われた（平成2年・太宰府市）。

またエリアの東側を流れる御笠川河岸に立てば、川と水城との関係を知ることができる。

なお住宅街に近く、近年樹木整理を行ったことで、散策や園児の遊び場として日常的な利用が増えつつある。こうした近隣住民の日常的な憩いの空間としての利用も想定しながら多様な活用を受け入れる基盤づくりを推進するエリアとする。

③東門エリア

古代には東門が設けられ、博多から大宰府へ向かう古代官道が通っており、その後近世の宰府往還・日田街道へと続く、長い歴史の中でも重要な交通の要所である。現在も都市部から太宰府へ向かうルート上でもあるため、観光客が特に多く、近年では、春・秋と季節の花を求めて訪れる方も多い。

また、水城の濠を視覚的に実感することができるエリアであり、過去には調査（昭和6年・長沼賢海）によって木樋の存在も明らかになっている。

一方、このエリアは、水城と大宰府を直接結ぶ地点であるため、水城跡にかかわる史料・伝承・文化遺産も多く残されており、歴史文献史料からみた水城を物語るすることができる特徴をそなえる。

積極的に来訪者を受け入れるための基盤づくりを推進するエリアとする。

④御笠川エリア

御笠川による土塁の欠堤部となっており、さらに九州自動車道、西鉄天神大牟田線、国道3号線が横断している。

このエリアにおいては、水城の施設に関する情報が乏しく、今後調査等を行うことにより、さらなる情報収集を行っていく必要がある。将来的にはこれらの情報をもとに整備の方法を検討し、御笠川と濠との関係性の検証や、東門エリアと中央エリアをつなぐ整備を推進する。

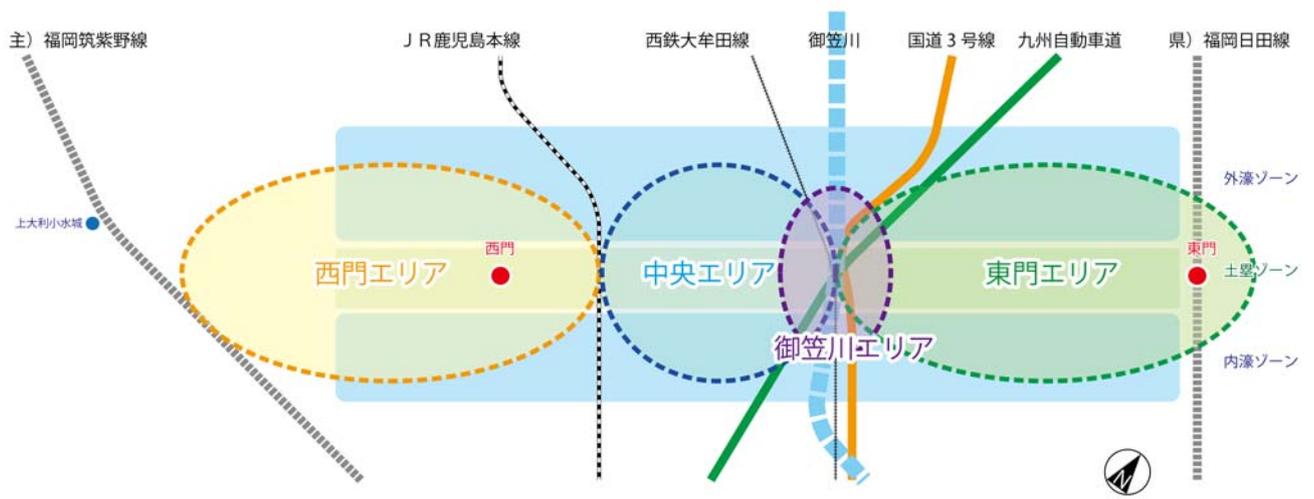


図 7-1: エリア区分図

2. 保存修理

水城跡の確実な遺構保存を図るためには、指定拡張、公有化とともに計画的な発掘調査を実施し、遺構状況を十分に確認した上で、確実な保存修理を目指し十分な対応を図る。

そのために、史跡の価値を構成する諸要素ごとに保存修理の方法を定め、遺構に対して想定される経年劣化や人為的行為、自然災害等から遺構を保存するとともに、き損を受けた箇所に対する適切な修理を行っていく。

また、水城跡の緑については、遺構への影響を最小限に抑え、市民にとって大切な緑として、引き続き計画的な管理を行う。

(1) 遺構の保存

個別の遺構ごとに、遺構にき損を与え得る行為や事象を想定し、それらに対する具体的な保存策を講じていくものとする。また保存処置を行った後も、経年変化を把握し、必要に応じた改善を図っていく等の処置を講じていくものとする。

1) 土塁

①踏圧対策

- ・ 上成土塁については、土塁の上に来訪者を登らせる範囲を決めるとともに、遺構にき損をきたすことのないよう、保護層を設ける等、確実な保存措置を講じる。
- ・ 下成土塁については、園路を設け回遊できるようにするとともに、遺構にき損をきたすことのないよう、保護層を設ける等、確実な保存措置を講じる。
- ・ 解説板等の施設については、土塁の斜面には設置することが不可である。また、土塁の天端にこれらの施設を設置する場合には、確実に発掘調査を行う。また遺構面を保護するための保護層を設け、その上に基礎を設置する。
- ・ 土塁上へのアプローチとなる斜面には、層状盛土による保護層を設けたうえで階段を設置する。
- ・ 下成土塁と遺存条里等畦畔との接点は、遺構表示と土塁き損防止のための階段を設ける。

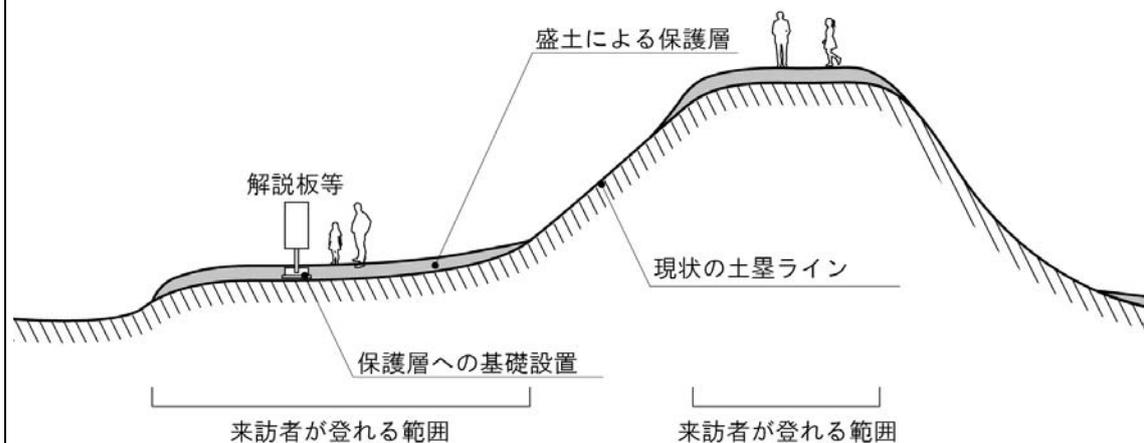


図 7-2: 保護層設置のイメージ



図 7-3: 既設のアプローチ階段【いずれも中央エリア】

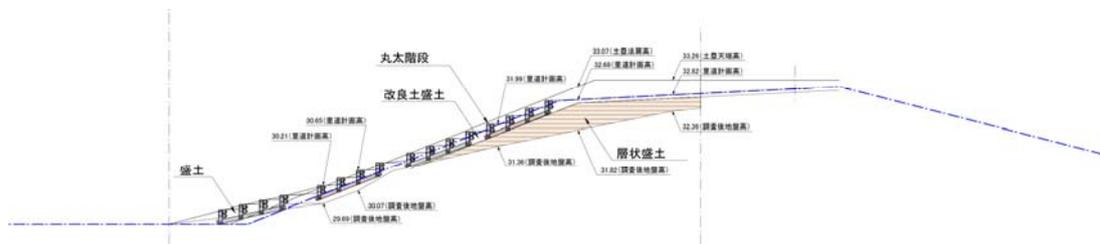


図 7-4: 平成 23 年度緊急修理事業における階段施工例【層状盛土による保護層を設けて施工している】

②樹根対策

- ・ 樹根による遺構のき損を防ぐため、成長しすぎた樹木については適宜伐採を行う。
- ・ 土塁の天端は木チップ等を用いたマルチングにより、さらなる遺構の保存を図る。



図 7-5: 木チップを散布した上成土塁の状況【いずれも中央エリア】

③雨水対策

- ・ 上成土墨については、適切な樹木の管理によって、雨水浸食の軽減を図る。
- ・ 下成土墨については、特に太宰府市側のテラスにおいて、雨水による斜面崩落等が過去見られたため、排水処理等による対応を図る。

2) 濠

- ・ 濠については、外濠と内濠、さらに地区ごとに諸条件が異なっていることから、各地区の状況に応じた対応を図っていく。
- ・ 近年の宅地造成等に伴う客土については撤去可能であるが、濠の埋土及び耕作土については遺物の包含層でもあるため、慎重に取り扱うものとする。

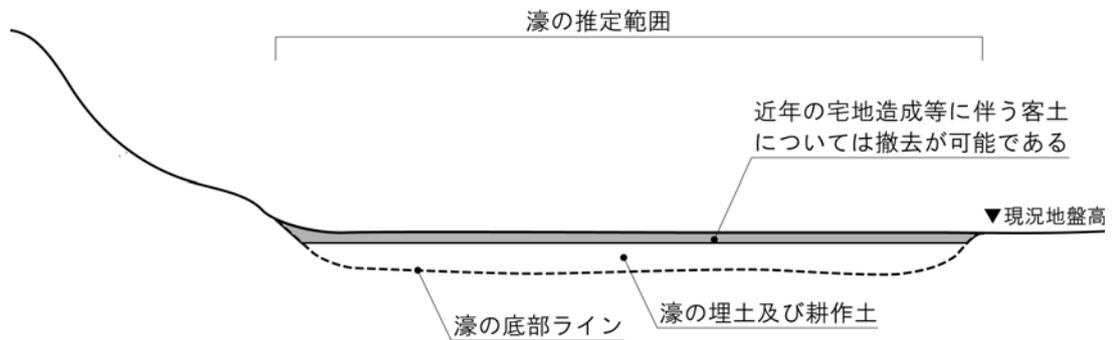


図 7-6: 濠の客土撤去のイメージ



図 7-7: 外濠の推定ライン【写真左: 大野城市側中央エリア 写真右: 東門エリア】

3) 木樋

- ・東門の木樋については、通常時はカバー（砂）を閉めた状態で保存し、定期的にモニタリングのために開放し、保存状況を確認する。
- ・保存環境が整わないと判断された場合には、保存のための最善策を講じる。
- ・木樋の抜き跡が確認される箇所については、必要に応じて部材を取り上げ、保存処理を行う。

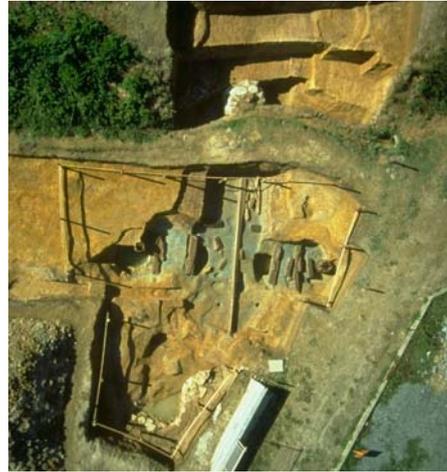


図 7-8:木樋の状況【写真左:東門木樋の掃除の様子】写真右:17次調査木樋抜き取り】

4) 門

- ・門に関連する礎石については、当分の間現状にて保存する。
- ・地下遺構については、各種開発に伴いき損することのないよう十分に注意し、整備を図っていくこととする。



図 7-9:東門の状況【写真左:東門礎石 写真右:東門周辺の状況】



図 7-10:西門の状況【写真左:西門礎石 写真右:西門の状況】

(2) 遺構の修理

専門的な視点から調査、診断を行い、その結果を踏まえ、損傷箇所を計画的な修理、修復に取り組む。また、修理・修復後も遺構の損傷、修理の履歴等を把握するカルテ等を作成するなど、遺跡の定期的なモニタリングを行う。

- ・土塁は、遺構き損箇所調査に基づき、き損の原因を調べ、近い将来に崩落が予想される箇所、すでに崩落している箇所、保存活用に必要と考えられる箇所について、修理を行う。
- ・人為的改変に伴う土塁形状の変化がみられる箇所については、総合的な価値を勘案し、修理を行う。
- ・現存する墓地については、移転を目指し対応を図っていく。



図 7-11:西門エリア



図 7-12:東門エリア



図 7-13:中央エリア



図 7-14:御笠川エリア



図 7-15:東門跡周辺



図 7-16:西門エリア

(3) 緑の計画的管理

快適な史跡空間の創出（史跡景観及び見学環境の向上）、水城跡が良好な状態を維持してきた理由（史跡の保存）、緑地資源としてのあり方（地域住民との関係）、過去の整備計画案との整合、現状での管理継続などを総合的に勘案すると、水城跡が目指すべき姿は、土塁復元等の整備を行う場所を除けば、里山的な環境下で管理されることが望ましい。

具体的な数値の目安を挙げると、本数：7～11本/100㎡、幹径：20cm以内、樹高：5～8mとなり、土塁の表面は草本類で覆われた状態である。よって、この状態を史跡整備等によって作り出される基本的な姿とし、これを維持管理していくことで史跡と緑地の関係を継続していく。

ただし、先に記した数値はあくまでも樹木密集地における目安であるため、場所によっても目標とすべき姿は異なる。樹木密集地であっても、これを基に機械的に伐採することは避けなければならない。「多方向あるいはある方向から史跡地を見たときに最も良い史跡景観とは何か。」という問いへの答えとして、巨木を残すことが求められるのであればこれを残すこと、また、往時の土塁形状の理解に供するため、部分的に皆伐を行うことも是認される。

1) 緑地空間形成の視点

こうした考え方にに基づき、平成21年度から本格的な樹木整理を開始した。基本的に、史跡保全と現状の史跡管理を念頭においた方針で、以下の内容にまとめられる。

- ①史跡の雰囲気になじまない外来種や竹、テラス上の植林などを伐採する。
- ②幹枝が密集している場所については、伐採あるいは枝透かしを行う。
- ③周辺部への日照を改善し、林床の明るい樹林地の形成を図る。
- ④遺構に悪影響のある樹木（巨木）は基本的に伐採する。
- ⑤全体的に、市職員や市民ボランティア等で管理できる程度の樹林とする。

①～③は草や落ち葉による土塁保全と史跡雰囲気の保全を目指すもので、④の遺構への影響の考慮、⑤の樹木ボリュームも含め、今までのあり方を踏襲する基本的なものである。

ただ、史跡を見せる、という観点が必ずしも前面に出ているわけではないため、整備の考え方としては十分ではない。特に④の巨木伐採については、早急な伐採は大きな景観改変をもたらす、景観上のバランスを崩すことも予想される。また伐採による劇的な環境変化がかえって周辺低木の枯死をもたらす、裸地が広がることで一時的に土塁に悪影響を及ぼすことも懸念される。巨木は確かに遺構に影響し風倒の懸念もあるが、伐採には十分慎重であるべきと考える。

よって、次の項目を加える。

- ⑥史跡としての水城を見せる上で、樹木の配置・規模など工夫する。
- ⑦一度に大量の樹木を伐採することを避け、長期的な展望のもとで伐採範囲や伐採時期等に関する計画を立てる。それらをローテーションしながら実施し続けていくことで場所や時期に応じた適切な樹木管理を行う。

2) 全体計画

- ・ 樹木と草地の良好なバランスを保つことで、雨水による土塁毀損を阻止する。
- ・ 低木・草を今後の樹林主体と捉え、中木・高木・巨木の除伐について考える。
- ・ なお樹高によって低・中・高の3種に分類する。クスノキなど一部は巨木がある。



図 7-17: 東土塁上の樹木

- ・ 急激かつ局所的な景観変化はなるべく避け、全体的な樹木量の減少を図る。
- ・ 中木を除伐・管理することで、上成土塁天端を遠望できるようにする。
- ・ 上成土塁際の低木を除伐・管理することで、近景から上成土塁天端が見えるようにする。
- ・ 遺跡には場所の特性があり、これに沿った景観配慮を行う。
- ・ 樹木と草地の良好なバランスを保つよう、継続的に草刈・除伐等を行う。
- ・ 伐採した樹木は、法面保護のためのシガラなどに利用する。
- ・ 市民による水城保全活動として、ボランティアの育成を図る。

3) 土塁

- ・現状の樹木については、適切な大きさを保つよう管理を続ける。また、密生し樹林となっている部分については、適切に整理する。

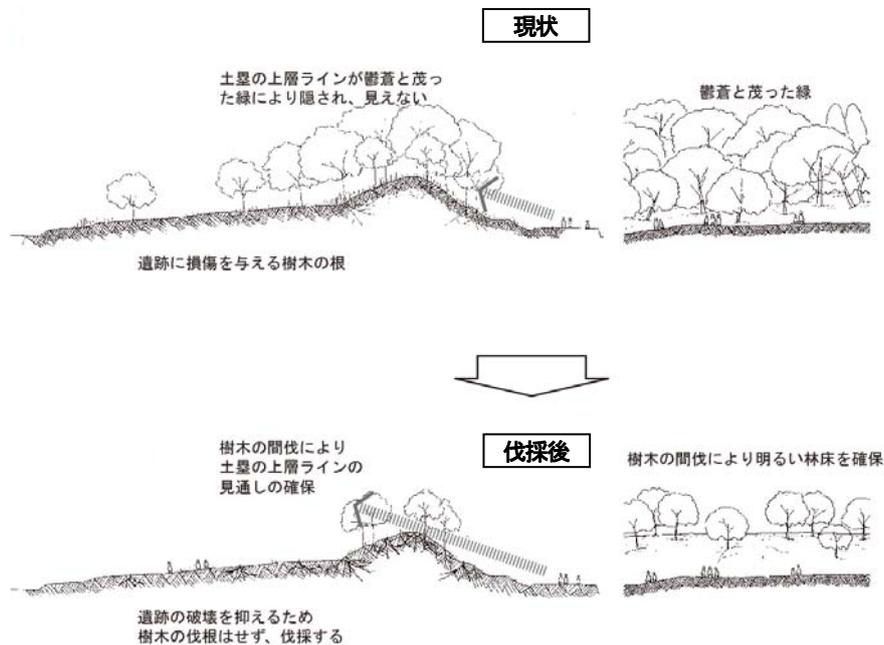


図 7-18:平成 17 年度水城跡に関する環境整備方針における土塁本体の緑の維持管理イメージ

- ・草地は、原則的に現状のまま継続する。
 - ・裸地部分は下草繁茂を図るため、次の手順で樹木整理する。
- ①竹・枯木、直立していない不安定な木は優先的に除く。
 - ②形の悪い木も、以下③～⑤の除伐を行う中で優先順位を上げる。
 - ③樹床を少しずつ明るくすることを念頭に、伐採・剪定を行う。
 - (ア) 中木→高木の順に伐採木を選定する。
 - (イ) 選定したら、近望・遠望し、伐採または剪定を選択する。
 - ④樹床が裸地となった箇所は、数回に分けて間引く。
 - (ア) 周囲の高木が無いと不安定な細長い中高木を除く。
 - (イ) 雨水による毀損を防ぐため、枝葉が傘の役割をしている高木は活用。
 - (ウ) 最初は中木除伐を優先して検討する。
 - ⑤樹床の草地化が進んだら、景観上のバランスが悪い高木・巨木の除伐、ないしは剪定を検討。最終的には伐採する方向でも検討する。
 - ⑥目標とする緑地空間に仕上げ、管理する。
 - ・風倒しないよう、初めは巨木・高木の周囲に風除け樹木を配することを念頭におく。
 - ・雨水による影響を免れるよう、伐採木等を利用した法面保護・植栽等を図る。
 - ・良好な眺望が確保された眺望点から見た時、その景観を阻害する樹木については、専門家の助言を仰ぎながら整理する。

4) 丘陵地

- 東西の丘陵地においては、散策等の利用を想定し、適切な明るさを確保するために、樹木の整理を行う。
- 西側丘陵地については、今後の整備による公園的利用を視野に入れ、市民活動拠点として、緑を一体的に維持管理していく。



図 7-19: 西側丘陵地散策路の現況



図 7-20: 新池(西側広場横)の現況



図 7-21: 整備前の水城ゆめ広場の状況



図 7-22: 西側丘陵地の竹林の状況

3. 遺構の表現

大宰府都城の玄関口として、多くの人々に水城を理解してもらうために、それぞれのエリアや場所において有効な地形や土塁、濠や建物の表現に取り組む。また、表現に際しては、それぞれの遺構がおかれている状況を鑑み、具体的な表現の検討、平面表示、さらには表現を行わないなどのレベル設定を十分に検討した上で慎重に判断しなければならない。

一方で、現時点で解明している情報のみでは、表現手法の検討に際しての十分な条件が整っているとは言い難く、今後も継続的に調査を行うことで、未確認事項を明らかにしていくことが必要である。

その上で、濠の在り方や規模、木樋による導水方法、御笠川との関係等、各施設の機能や関連に基づき、適切な表現を行っていくものとする。

さらに、現地において遺構の位置を示す石碑等を設置する。

なお、近世以降の遺構については、別途ガイダンスで解説を行うことを想定し、ここでは取り上げていない。

(1) 土塁の表現

- ・土塁としての形状を顕在化する場所と、既存の樹林を計画的に管理していく場所を設定する。なお、その場合、その接合部分については違和感を生じさせないように配慮する。
- ・表現にあたっては、遺構への影響を最小限に抑えるべく、土木調査（土質調査等）や発掘調査等の調査結果を踏まえ十分な検討を行い、樹木の伐採、既存の土壌の除去と養生、保護盛土の処置を施す。
- ・土塁の表面は、草本類の植栽を施し緑の連続性にも配慮するとともに、人工の構造物である水城跡であることを理解してもらえよう心がける。
- ・土塁の表現を行う場所については東門の西側及び西門周辺を対象とする。【下図参照】
- ・東門周辺については、大規模に土塁の表現を行うことは、緑の連続性を損なうとも考えられることから、部分的な表現にとどめる。
- ・西門周辺については、門の両側について、緑の連続性に配慮した部分的な表現を行う。
- ・JRの切り通し部については、東側の土塁を一部復元し、版築構造が理解できる展示や解説サインの設置を行う。【下図参照】
- ・御笠川欠堤部の太宰府市側については、今後の調査に基づき範囲を確定させ、土塁の復元を検討する。【下図参照】

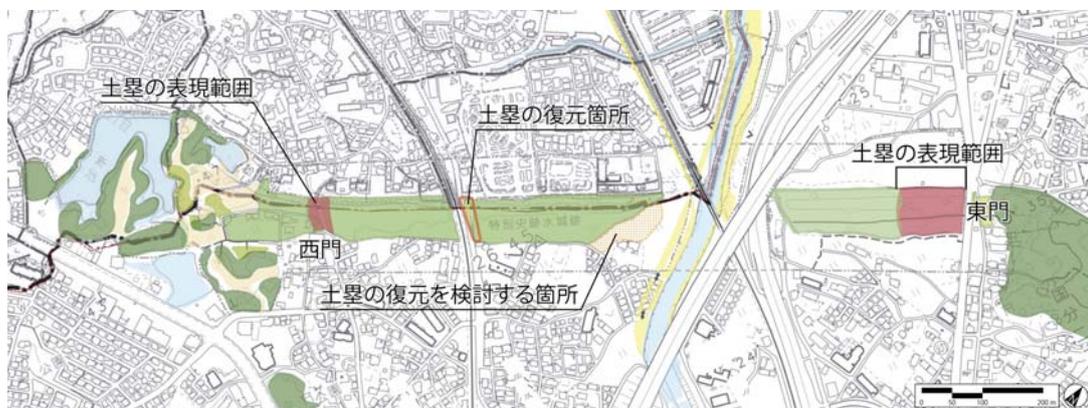


図 7-23: 土塁の表現及び土塁の復元箇所

(2) 濠の表現

- ・実際は水を湛えた施設であった濠であるが、整備に際して実際に水を貯めることは難しいと考えられる。そこで、形状を復元する場合、暫定的に濠の範囲の花などによる表現や、推定ラインの表示などを行う。
- ・東門エリアの外濠については、北側の立ち上がりを示す表示としての土手を整備する。また既存の水田に水を張った風景は、かつて外濠として水を湛えた往時の姿を彷彿とさせることから、現況の土地利用の積極的な保全策を検討する。



図 7-24:水を湛えた水田に映る水城跡の姿



図 7-25:濠の部分に咲く一面の花

- ・中央エリアにおいては、御笠川から自動車学校までの範囲については、濠の部分的復元や平面表示を行う。
- ・自動車学校の範囲においては、現状において整備は難しいことから、当分の間、解説サインやAR^{*}等を用いた表現を検討する。

※ARとは Augmented Reality (拡張現実) の略で、ありのままに知覚される情報に、デジタル合成などによって作られた情報を付加し、人間の現実認識を強化する技術のこと。近年スマートフォン等のタブレット端末を通して見た風景上に、その場所に関する情報が重ねて表示される試み等が実践されている。



図 7-26:【左、中央 福岡市舞鶴公園(福岡城のAR)における検証実験】
【右 難波宮で導入されているARによる建物の表現】

- ・JRから西門までの範囲については、既存建物が建ち並んでおり早期の調査及び整備が難しいことから、推定ラインを示す平面標示や解説サイン等での表現を行う。
- ・内濠については、現時点で不明な点が多く、今後の調査による解明が必要なことから、解説サイン等による濠の存在の表現にとどめる。

(3) 木樋の表現

- ・木樋については基本的に復元を行わないが、東門エリアおよび及び中央エリアのものについては、平面表示及び解説サイン等による表現を検討する。
- ・また、上記以外については、石碑を建て、解説サインを設置する。
- ・ガイダンス施設等での展示を考える。
- ・AR等を活用した表現を検討する。

(4) 門・官道の表現

- ・東門、西門ともに、現道が通っていることから、門の復元については長期間を要することが想定される。そこで、門・官道の表現については、短中期で対応を図っていく内容を検討する。
- ・東門については、現時点でその具体的位置等の確証が得られていないため、解説サイン等による復元イメージの表現を行う。ただし、今後の調査によって、柱の位置等が判明した場合には、平面表示等を検討する。
- ・東門の官道については、現在、県道が通っているため、短期、中期にて官道の位置を確認し、可能な範囲で平面表示を行う。
- ・西門については、短期において解説サインの設置を検討し、門の表現は長期的な視点のもとに検討する。
- ・西門の官道については短・中期整備の中で平面表示や解説サインの設置を検討する。



図 7-27:西門全景



図 7-28:西門前面・官道

(5) 建物の表現

- ・下成土塁上の掘立柱建物については、基本的に平面表示を行う。
- ・西側丘陵地の掘立柱建物（推定望楼跡）については、基本的に平面表示を行う。
- ・その他遺構の表現については平面表示を基本とし、解説板で情報提供を行う。

(6) 地形の表現

- ・土塁が取りつく東側丘陵地は、住宅開発等により従来の地形が失われていると推定されることから、土塁の部分表現と併せ、出来る限り当時の地形への復元を図る。
- ・西側丘陵地については、現状の地形のままでの活用を図り、復元等を行わない。

4. 施設計画

水城跡は、延長 1.2km にも及ぶ長大な史跡であり、また各エリアによって異なる性格や周辺環境との関係性を有していることから、その活用を考える上では、エリアごとの特性に応じた整備の方向性を定めることが必要である。

その上で、来訪者や地域住民を受け入れ、より多くの人々に身近で親しみのある史跡として知ってもらうために、活用の視点を整理し、想定される来訪者とニーズから導入すべき機能の検討を行った。さらに、これらの機能に基づき、必要な施設の体系的な整理を行った。

また、活用に資する整備は、水城跡の保存を第一に考えることは言うまでもなく、遺跡への影響を抑えることが可能な箇所の整備を前提とし、遺構の確認が必要な場合は適宜、確認調査を行うなどの保護措置を確実に実施するものとする。

(1) 活用の視点

本史跡の活用においては、想定される対象者が、何を求めて水城跡を訪れるのか、そしてそのニーズに応じて水城跡の何をみせるのか、どこに滞在してもらうのかといったプログラムも異なることが想定される。

そこで、こうした多様なニーズへの対応と、水城跡として提供すべき活用プログラムとして、ここでは活用に向けた視点として以下のように整理した。

①水城跡の歴史探訪・観光

水城跡を訪れて、様々な歴史的価値を知ってもらうためには、来訪者が選択可能な複数のテーマ設定を行い、滞在時間や目的に応じて選択してもらうことが必要である。以下に想定される3つのテーマと、提供し得るプログラムを示す。

A. 「水城の概要を知ってもらう」：滞在時間1時間程度を想定

全てのエリアにおいて、以下の4つの視点で水城の概略を知ってもらうコースを設定する。

- ・ 外来者（当時）の視点・外濠の外からの遠望地点の確保
- ・ 大宰府の人（当時）の視点・下成土塁を歩く
- ・ 水城をつくった人の視点・土塁観察箇所、濠の観察箇所、木樋観察箇所
- ・ 大宰府都城の視点・水城の遠望、大宰府史跡の遠望地点の確保

B. 「各エリアの特徴を知ってもらう」：滞在時間2～3時間程度を想定

テーマA+各エリアの特徴を押さえたストーリー性のあるコースを設定

（水城の価値（1）～（3）を明示・提供。滞在時間1～1.5時間）

- ・ 「東門エリア」・大伴旅人の帰京、菅原道真の入府
- ・ 「西門エリア」・外国使節を迎えた西門、鴻臚館と大宰府を結ぶ官道、大伴旅人の帰京
- ・ 「中央エリア」・水を貯える水城（御笠川・木樋・土塁）、JR切り通し部における版築構造

C. 「文化財・文化遺産を詳細に見てもらう」：滞在時間半日程度を想定

テーマA+テーマB+史跡構成要素・文化遺産などを、自由に巡ってもらう

- ・ 「東門エリア」・木樋取水口、「水城」墨書出土井戸、瓦窯、塞神、水城大堤之碑、（老松神社）
- ・ 「西門エリア」・外国使節を迎えた西門、鴻臚館と大宰府を結ぶ官道、水城院・思水園など近代遺跡、吉松の文化遺産
- ・ 「中央エリア」・JR切り通し部における版築構造、外濠、内濠、木樋（水利構造）

②日常的な利用（歴史文化交流拠点機能＋自然環境保全創出機能＋活用サービス機能）

近隣住民は、主に散歩・散策を中心とした日常利用を行っている。また県立太宰府自然公園でもある水城跡の樹木・草花を観察するために訪れる人や団体もある。こうした日常的な利用・関わりによって水城跡と人との良好な関係が保たれ、地元の誇りとなり、遺跡保護につながってきた側面があることから、日常利用のための整備は重要である。

こうした日常的な利用を促進するためには、以下の整備を実現していく。

- ・住宅地周辺からのアクセス園路を確保
- ・御笠川親水空間の整備
- ・維持管理のための園路設置（もしくは仮設路用の空間確保）
- ・緑の環境保全（行政・市民による樹木整理・季節の花による演出）

③イベント利用（レクリエーション機能）

水城跡を顕彰することは、古くから行われているが、その思いは地元住民や市民にも引き継がれている。近年は古都の光など、水城顕彰・情報発信の延長として現地イベントを行うことも増えており、そのための場所・便益の確保が今後必要になってくると考えられる。

- ・イベントに活用できるための場所を設定
- ・トイレの確保

(2) 活用の対象者と導入機能

水城跡への来訪者は、地域住民や太宰府、大野城両市民をはじめとし、広く県内外から海外までを想定したものでなければならない。

ここでは、活用の対象者を以下のように想定し、活用の視点に基づく活用の将来イメージから導入機能の整理を行った。

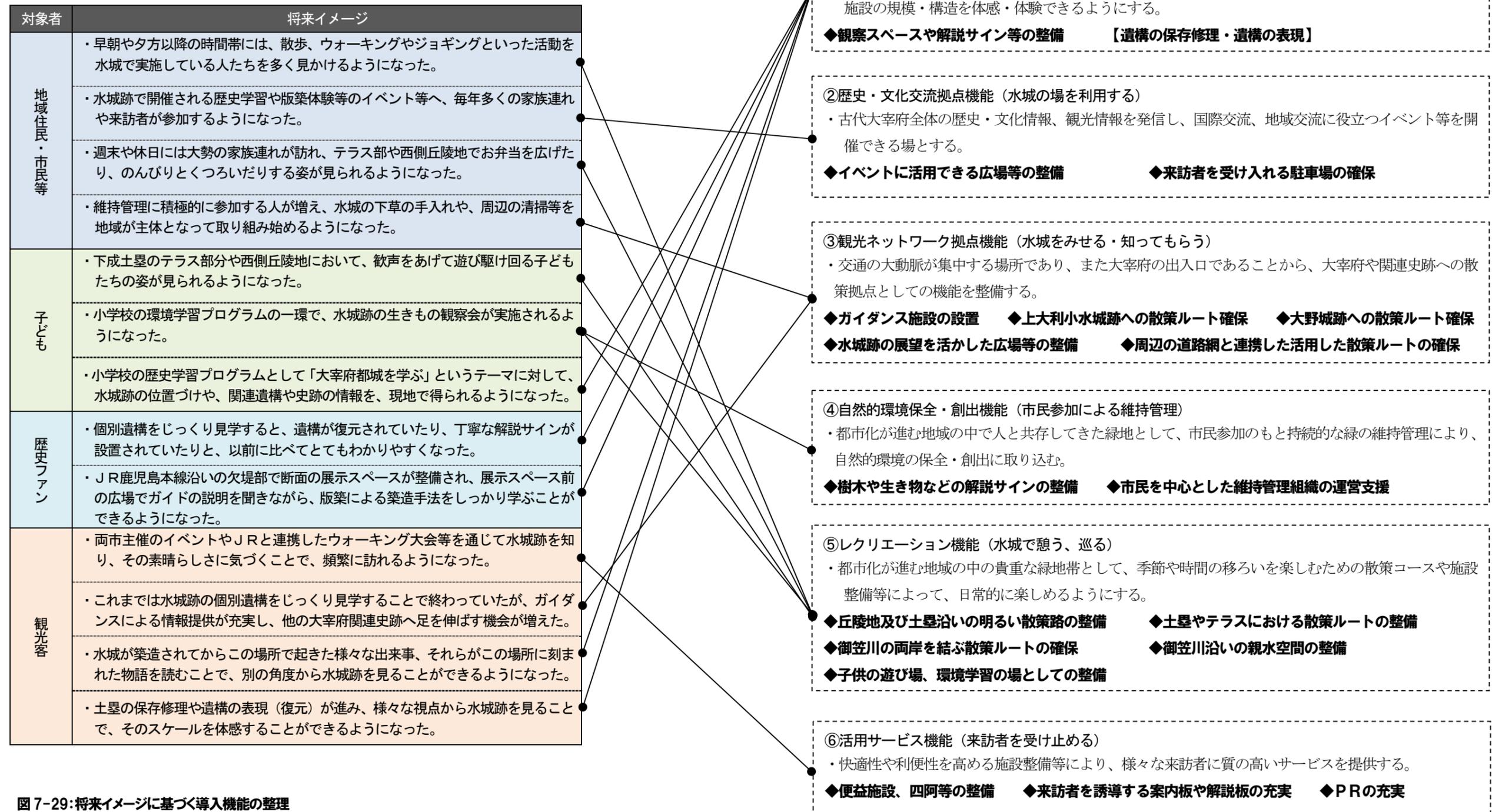


図 7-29: 将来イメージに基づく導入機能の整理

(3) 拠点施設の設定と計画動線

水城跡を訪れた来訪者が水城跡について知り、散策や回遊などを行う際の拠点となる場所には、拠点施設を設置する。拠点施設は各エリアの特性や立地環境に応じた機能を配置し、特に来訪者が水城跡を訪れる際の導入となる拠点施設として、東門エリアについては現在の水城第2広場を隣接する土地に移転する形で「東門第1広場(仮)」とし、中央エリアについては「ふるさと水城跡公園」、西門エリアについては主)福岡筑紫野線沿いに整備した「水城ゆめ広場」を想定する。

また、計画動線として各エリアに所在する拠点(見どころ)を巡る上でのルートを設定した。長期整備においては、水城跡の縦断方向の移動を分断しているJR鹿児島本線と御笠川欠堤部におけるアクセスを確保するという前提に基づき、水城跡全体を巡る長期動線計画を示すものとする。

①西門エリアの回遊動線

- ・西門エリアについては、主) 福岡筑紫野線沿いの水城ゆめ広場を拠点として、西門跡までを巡るルートと、西門から父子嶋まで足を伸ばし、JR切り通し部を経て戻ってくるルートを設定した。
- ・さらには、父子嶋から線路を渡り、中央エリアまで足を伸ばすこともできる。
- ・市民の日常的な利用（自然散策、健康増進のためのウォーキング）ルートとして、拠点から新池の周りを巡るルートを設定した。

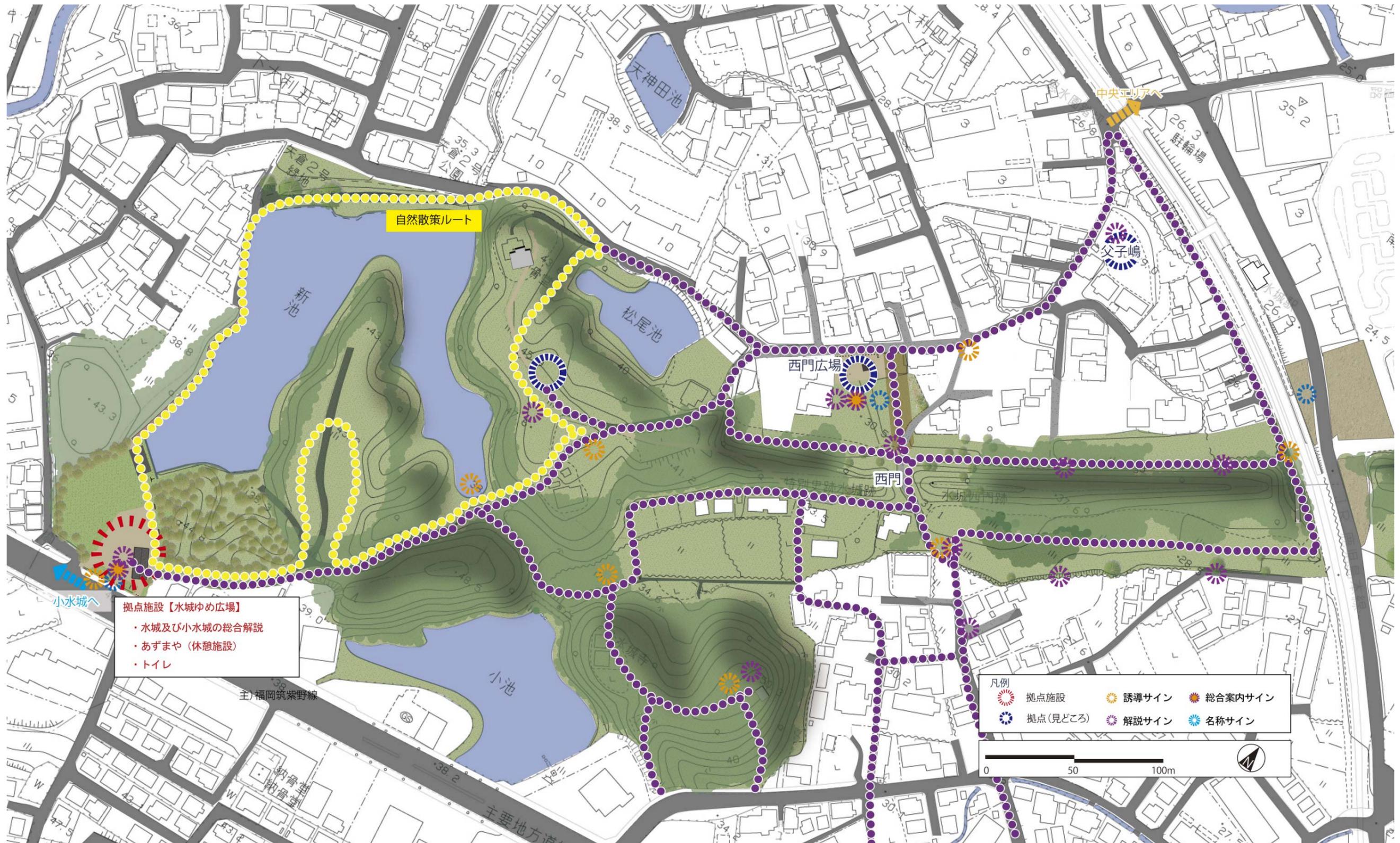


図 7-30:西門エリアの回遊動線

②中央エリアの回遊動線

- ・中央エリアについては、JR水城駅及びふるさと水城跡公園を拠点として、御笠川まで巡るルートを設定した。
- ・本エリアの動線は、土塁上へのアクセスが確保されていること、さらには外濠を体感することのできるサテライト拠点を整備することで、来訪者が自由なルート設定を行い巡ることが可能となっている。
- ・サテライト拠点からは、歩行者専用道路を介して西鉄下大利駅へと繋がる。また、水城駅北側の踏切を渡り西門へ至るルートを設定した。

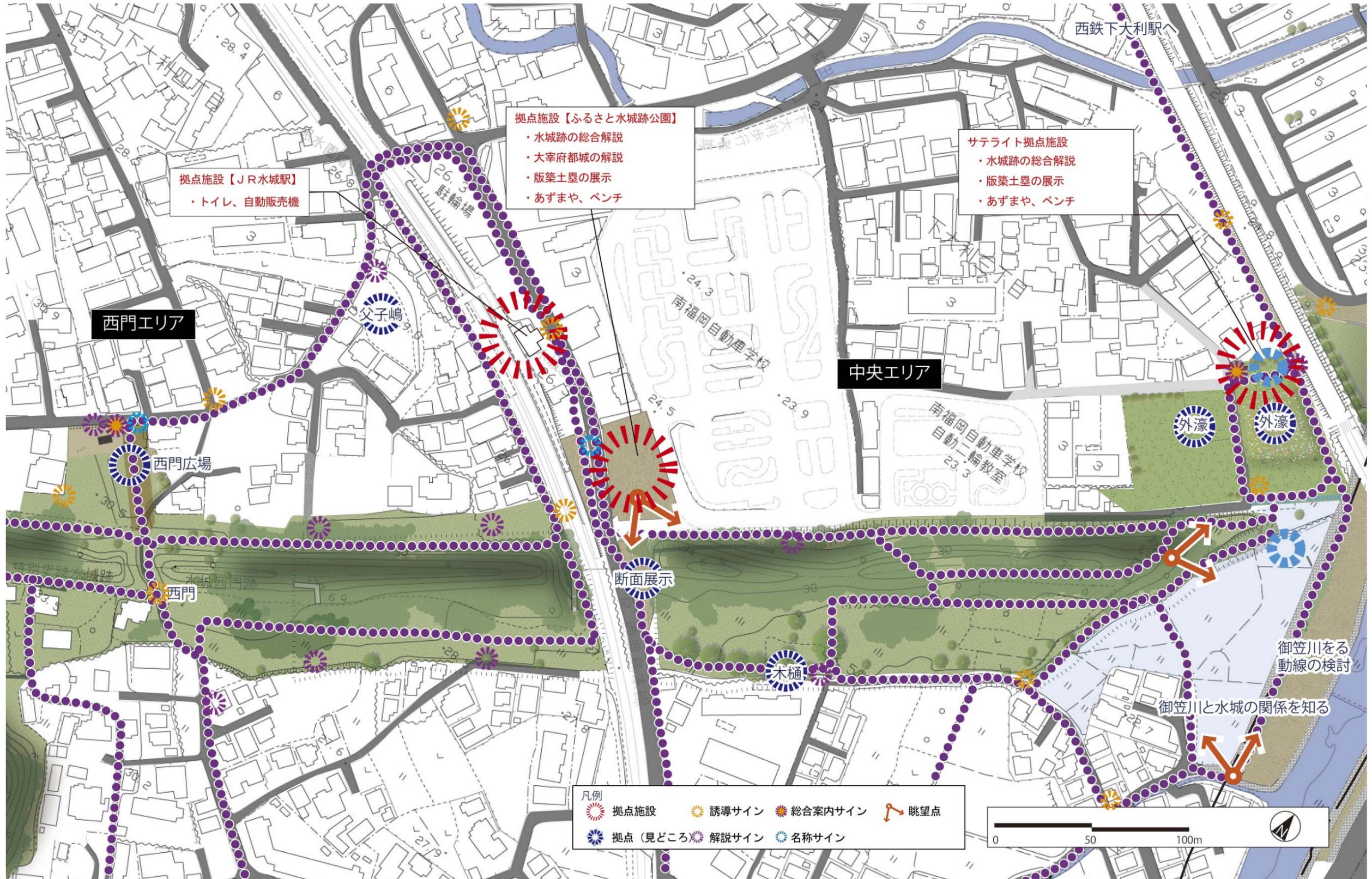


図7-31:中央エリアの回遊動線

③東門エリアの回遊動線

- ・東門エリアについては、水城第2広場を拠点として、外濠の縁から土塁本体、東門周辺から木樋、瓦窯跡等を通り、衣掛神社などの歴史遺産を巡るルートを設定した。
- ・また、東側の展望スペースから水城台展望地点へ誘導するルートを設定する。

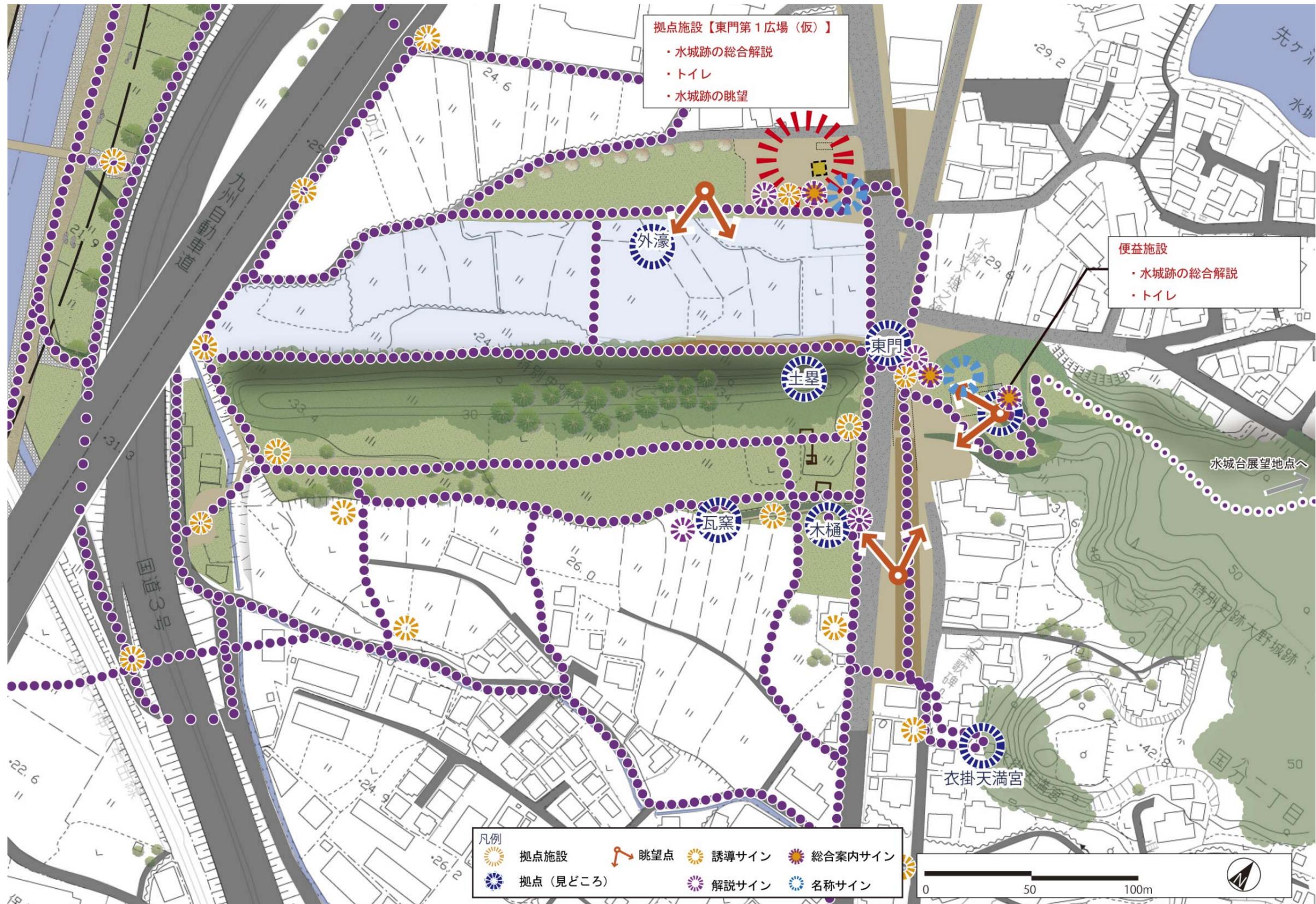


図 7-32: 東門エリアの回遊動線

④長期整備後の回遊動線

・JR水城駅の橋上化、河川整備に伴う河川敷遊歩道、架橋、また国道3号線の下をくぐるアンダーパスなど、様々な手法が想定され、今後関係機関との協議に基づき、実現可能な整備手法の検討を継続的に実施していくものとする。

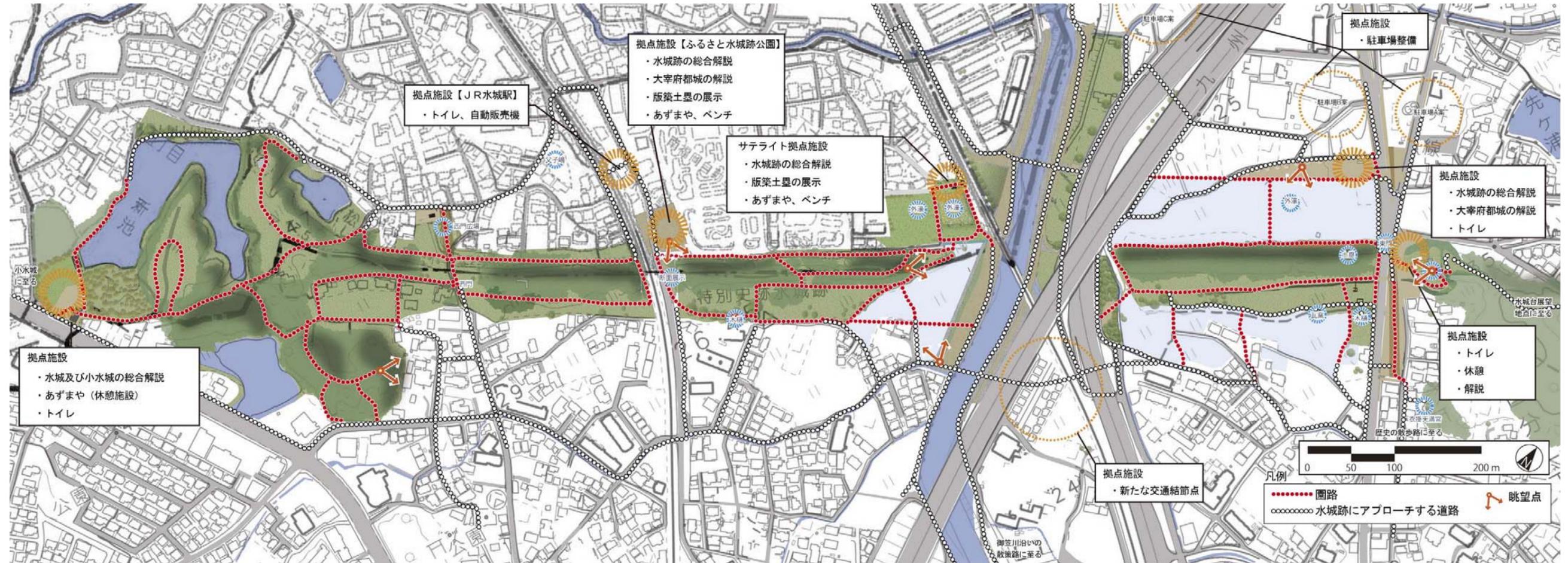


図7-33:長期整備後の回遊動線

5. 整備方針図

前項までの検討に基づき、以下に整備方針図（総括図）を示す。

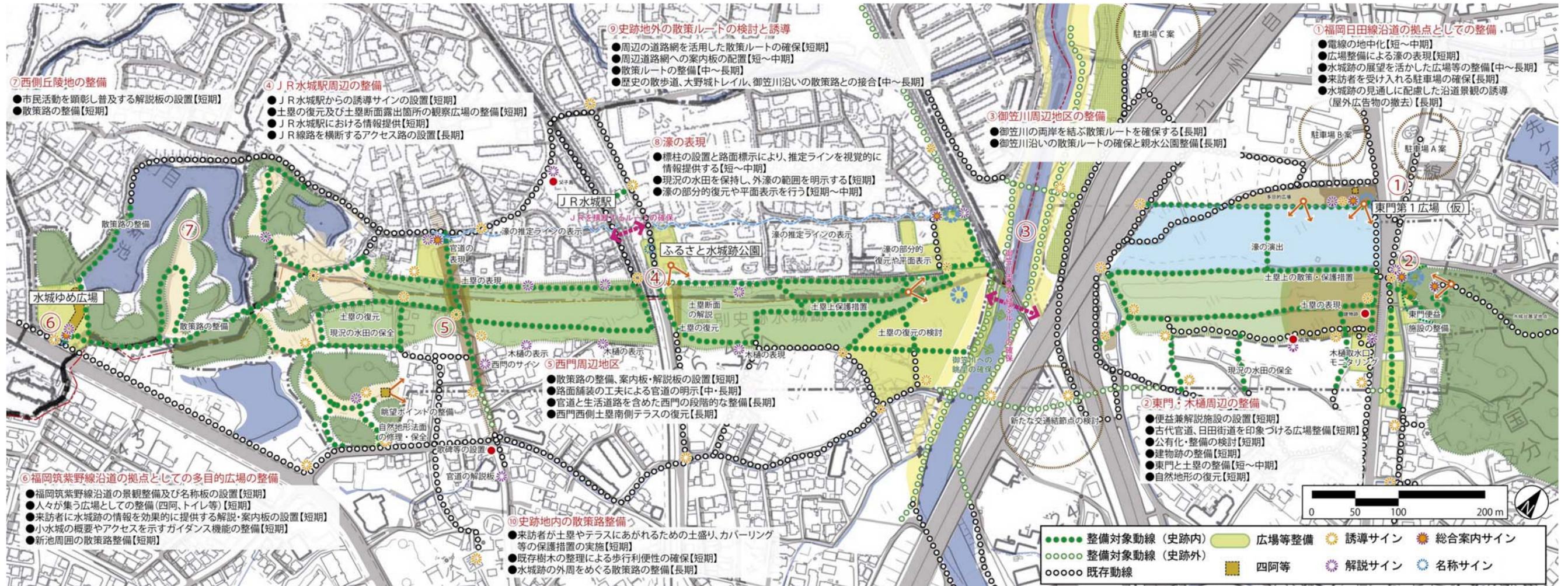


図7-34: 整備方針図

6. 段階的整備の考え方

本史跡は太宰府、大野城両市にわたる長大な範囲に位置していること、さらには、御笠川やJR鹿兒島本線により分断されるなど、その保存整備及び活用整備には、長い時間を要することが予想される。

そこで、前期、後期という2つの段階に区分し、それぞれの段階におけるエリアごとの達成イメージを明確にし、確実に取り組んでいく。

表 7-1：段階的整備の区分

前期（概ね 15 年）			後期 （概ね 15 年以上）
短期	中期	長期	

1) 前期整備の考え方

「水城跡への誘導とエリア内における回遊性の創出」

- ・各エリアの拠点となる場所については、調査から実施設計、工事まで概ね3～5年間を一つの区切りとして順次整備を行っていく。
- ・概ね15年を想定する前期での整備においては、3つの主要エリア内における回遊動線による散策と、来訪者の水城跡までの誘導を確実なものとしていく。
- ・また、土塁上の動線確保については、樹木の整理を実施したところから優先的に歩かせるような措置をとるものとし、試験的に土塁への影響等を調査しながら、中期以降の散策路整備の可能性を検討する。
- ・東門エリアにおいては、東門周辺の整備を漸次進めていきながら、既設の水城第2広場からの誘導及び御笠川までの回遊性を高めていく。さらに、外濠、内濠ともに、既存の水田を保持しながら、田植えの時期にはかつて水をたたえた濠を彷彿とさせる風景を活かしていく。
- ・中央エリアにおいては、土塁上の動線確保を図ると同時に、公共交通機関での来訪者を確実に水城跡へと誘導するために、西鉄下大利駅からの誘導サインの整備やJR水城駅における情報発信の強化を行う。さらに、切り通し部における土塁断面展示及び広場整備により、既設のふるさと水城跡公園と連携した回遊拠点の形成を図る。
- ・西門エリアにおいては、主) 福岡筑紫野線からのアクセス性を高めるために、多目的広場及びガイダンス施設、回遊ルート of 整備、さらに小水城の解説及び誘導を行う。また、西門については、短期的な整備として、案内板や解説板等の設置の検討を行う。
- ・東門エリアにおいては、東門周辺の整備を漸次進めていきながら、土塁上の散策ルートと水城跡周辺の散策ルートを連携させ、回遊ルートの多様性が創出される整備を図っていく。
- ・中央エリアにおいては、土塁上の移動動線を確実に整備し、御笠川からJRまでの回遊性を、周辺の散策ルートと連携させて強化していく。

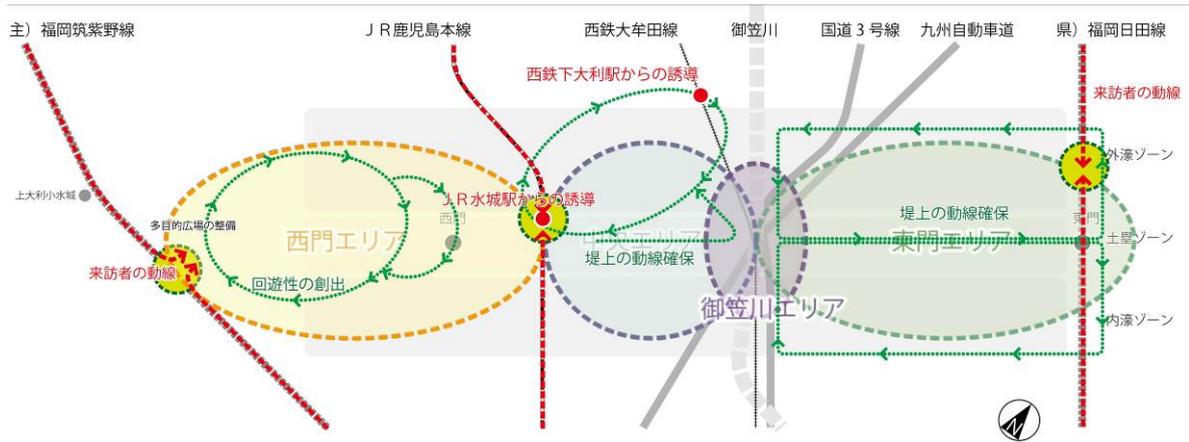


図 7-35: 前期整備のイメージ

2) 後期整備の考え方

「東西方向の回遊動線の連続～一つにつながる水城跡～」

- ・概ね 15 年以上を想定する長期での整備においては、3つのエリアをつなぐ整備を実施し、東門から西門への一体的な散策ルートを確認する。
- ・東門エリアにおいては、史跡地外における駐車場や施設等の整備を図り、来訪者のさらなる利便性を高めていく。
- ・御笠川エリアにおいては、西鉄の高架下、新たな交通結節点の利用や御笠川への架橋等により、東門エリアと中央エリアの回遊連携を図る。
- ・JR線路による分断を解消するため、高架橋等を設け、中央エリアと西門エリアの回遊連携を図る。
- ・西門跡については、調査結果に基づき、具体的な整備を実施する。

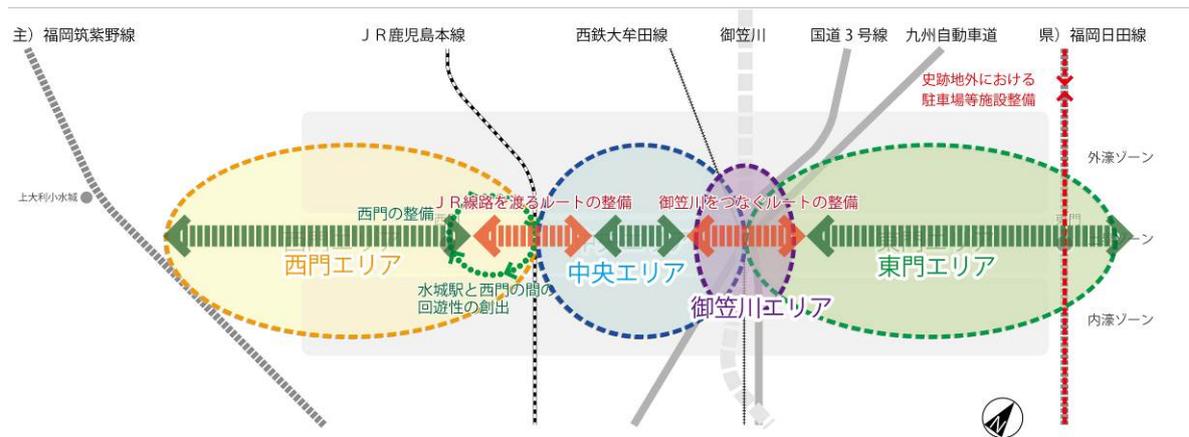


図 7-36: 後期整備イメージ

7. 前期における各部の整備イメージ

(1) 西門エリア

1) 水城ゆめ広場

①考え方

主) 福岡筑紫野線は、鴻臚館や博多のある福岡方面からの幹線道路であり、歴史を巡る来訪者を受け入れる面で利便性が高いが、現状においては史跡地が接しているものの整備が行われておらず当該地が水城跡ということもわかりにくい。来訪者を積極的に受け入れていく上で導入拠点を広域的な回遊ネットワークの一部として捉え、水城跡の存在をアピールする。

来訪者には水城跡本体である土塁を直接見てもらい水城跡の大切さをそれぞれの心に刻んでいただきたいと考える。来訪者が水城跡のことを見てみたいという思いを高めてもらえるような情報をより効果的に提供し、その誘導を図る。また同時に、主) 福岡筑紫野線沿いに所在する小水城への誘導・解説機能も持たせるものとする。

主) 福岡筑紫野線側は緑豊かな丘陵地に接するとともに、北側にはため池を望むことができる。より魅力的な導入拠点の形成に向けて、自然地形を改変しないことを原則としつつ、緑や水辺といった特性の保全活用を図る。

②方針

●主) 福岡筑紫野線沿道の景観整備及び標識の設置

「特別史跡水城跡」にふさわしい玄関口として主) 福岡筑紫野線沿道の景観整備を行う。整備に際しては、沿道と史跡地を分断するのではなく、沿道から史跡地の中が見えるよう配慮する。

主) 福岡筑紫野線沿道から水城跡とわかるよう名称板を設置し、「特別史跡水城跡」ということをアピールする。

●人々が集う広場の整備

展示や体験学習など多目的に利用できる広場、また水城跡の情報を提供する解説施設、そして広場と一体となって活用できるあずまやを設置することにより、利用の幅を広げ、多くの人々が集う広場を形成する。また、トイレ等の便益施設の設置を図る。

解説施設、トイレ、またあずまやの設置に際しては、導入拠点の中心的な施設として、そのデザインや空間形成等に十分留意する。

●来訪者に水城跡の情報を効果的に提供する解説

解説施設での解説や案内板の設置により、水城跡の歴史やその特徴などを解説し来訪者を土塁や西門、また小水城へと誘導する。

解説・案内板の設置にあたっては、来訪者への情報提供を効果的に図るため、ゲート空間としての空間形成を心がける。

●周辺景観への配慮

水城ゆめ広場は周辺を樹木に囲まれており、見通しが悪く薄暗いことから伐採・剪定などを含めた樹木の適正管理を行い、見通しを確保する。

水城ゆめ広場周辺の水と緑に包まれた歴史豊かな環境を活かすため、水辺周辺にウッドデッキによる動線を確保し、来訪者が散策しやすい環境づくりをおこなう。



図7-37:水城ゆめ広場 計画平面図

2) 西門跡周辺

①考え方

鴻臚館と大宰府を結ぶ官道が通っていた西門は、水城跡の中でも特に重要な箇所である。発掘調査の結果を踏まえつつ、官道・西門を明示し、その重要性を多くの市民に理解してもらいたいと考える。併せて、市民が西門や官道の様子をイメージしやすいような工夫を行い、西門と官道の意味とともに、調査の履歴など、その大切さを伝える。

②方針

●官道の表現

官道の存在を明示するよう、官道が通っていた箇所の舗装整備を行う。その際、西門への影響が危惧されることから、法面保護を適切に行う。

●西門の表現

発掘調査の成果を得てはいるが不明な点が多い西門は、現在は、生活道路となっているなど、復元に向けた条件が十分に整っていない。特に、生活道路としては幅員が狭く交通安全上問題も多い。そこで、西門の様子をイメージしやすいサインなどを設置する。

また、段階に応じて地元を中心に道路管理者や警察との協議を行い、必要な追加調査を前提に復元整備に向けての検討を継続する。

●濠の表現

来訪者が濠の範囲を認識しやすいよう、濠の範囲では花の植栽等による演出を行う。

●西門と官道を解説し、来訪者を誘導する解説・案内板の設置

西門や官道等に関する解説板に加え、来訪者を次なる場所へ誘導する案内板を設置する。

(2) 中央エリア

1) 土塁断面解説広場

①考え方

中央エリアにおいて重点的に整備すべき遺構等は、土塁・濠・木樋・東門エリアへの眺望などであるが、特に土塁の断面構造解説については、当該エリアにおけるJR切り通し部が最もふさわしい場所であると考えられる。

このエリアでは、JR水城駅並びにふるさと水城跡公園の2か所が拠点施設となり、御笠川近傍部までの回遊が主動線になる。また、西門方面への回遊も可能となっている。

拠点施設では総合解説機能が必要となるが、隣接するふるさと水城跡公園には既に総合解説板が設置されている。また、JR水城駅については、映像機器を使用した解説機能を検討中であり、現時点でJRと協議中である。

以上のことから、土塁断面解説広場においては、その名称が意味する通り、土塁断面構造と築造技術の展示、そこから伝わる古代の英知と苦勞、技術の伝播、歴史的背景、そして、水城を保存しようとした先人達の志などを来訪者が享受しうる整備を行うものとする。

②方針

●求められる機能

断面構造を実物あるいはそれに近い形で展示し、その補足としての解説板を整備する。また、同時に20～30人程度が見学できるスペースを設ける。

断面部が西日を直接受けるという条件下にあることから、土塁断面構造展示物に対する劣化防止機能として、紫外線の影響を最小限にとどめる措置を講じる。

さらに、見学者への暑さ、降雨対策機能として、高木の配置や、公園側から太宰府市側のテラス部へのスムーズな動線を確保するものとする。

●展示の手法

遺構の露出展示を行うことが見学の観点からは最良ではあるが、現実的に困難であることからその代替策として、立体陶板を現地に展示する方法を検討する。



図 7-39:土壘断面解説広場 計画平面図

2) サテライト拠点（外濠復元範囲）

①考え方

現在計画されている西鉄天神大牟田線の高架化にあたっては下大利駅より下大利歩行者専用道路（幅員3m）の整備が都市計画決定され、また御笠川の拡張にあたってはその整備とあわせ御笠川両岸を結ぶルートを検討を進めている。西鉄天神大牟田線沿いに存在する比較的まとまった公有地を活用しJR水城駅側とともに、下大利駅からの来訪者を受け止めるサテライト拠点の形成を図る。

西鉄天神大牟田線に接し、電車からはその背後に水城跡が見通せることから、この立地条件を活かし電車の乗客に対して水城跡に気づいてもらえるよう水城跡をアピールする。

なお、御笠川周辺は御笠川の氾濫原に位置していたと考えられ、欠堤部と呼ばれる。来訪者を受け止めるにあたって、御笠川の欠堤部のことを、広く理解してもらいたいと考える。

②方針

●来訪者を受け止める結節点となる広場の整備

周辺の既存の道路網や計画道路との整合を図り、歩行者の動線が結節する広場を整備する。また、西鉄天神大牟田線を通る電車からの眺めにも十分配慮し、電車の乗客からも見やすい名称板を設置する。

●濠の表現

来訪者が濠の範囲を認識しやすいよう、濠の範囲では花の植栽等による演出を行う。また、土塁と濠を一体的に表現する手法として、暫定的にサイン（歴史ビジョン）を設置する。

●欠堤部の存在やその意味等を伝えるとともに歩行者を誘導する解説・案内板の設置

欠堤部のことを伝えるとともに各方面からの来訪者を誘導する解説・案内板の設置を図る。

歴史ビジョンの事例
(国史跡 下高橋官衙遺跡)



案内サイン
名称サイン(歩行者向け)



植栽による民有地との緩衝帯
ベンチ等の休憩施設の確保

あずまや
あずまやの下に
歴史ビジョン

誘導サイン

花による濠の演出

水田

溝跡

発掘調査後に濠の表現を検討

誘導サイン

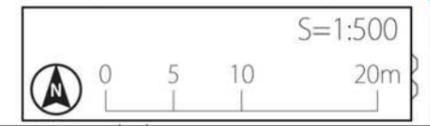


図 7-40: 中央エリアのサテライト拠点(外濠復元範囲) 計画平面図

(3) 東門エリア

1) 東門・木樋周辺

①考え方

東門が置かれたその場所は、古代には官道が通り、近世には日田街道が通るなど、長い歴史の中で極めて重要な交通の要所である。その歴史は、水城跡のみならず、古代の大宰府、そして現在の太宰府を語る上でも重要な場所であったことを示している。

東門は、現在、(県)福岡日田線が通る位置にあったと推定されており、当時の場所への復元は現実的に困難と考えられるが、東門が置かれたその場所の意味、歴史を地域住民や来訪者に広く知ってもらうため、その周辺に解説を備えた便益施設を配置し、古代官道と日田街道が通った歴史を示す整備等に取り組む。

他方、木樋は、水城が水と深く関わりがあったことを示す貴重な遺構である。但し、木樋は木製の遺構であり、地表に露出して常時公開することは困難も予想されることから、定期的なモニタリングと十分な保護措置を検討する。なお、これらの整備にあたっては、調査の成果を踏まえて地形や土塁の部分復元との連携を図り、十分な検討を重ねつつ行うこととする。

②方針

●東門便益施設の設置

トイレ・休憩所など来訪者の便益を図り、かつ東門が置かれた古代の歴史や意味を伝えるため、東門便益施設を設ける。

その整備にあたっては、周辺環境や景観への影響を極力抑えるため、地形の復元や土塁の部分復元のために行う盛土と一体となった整備に取り組んでいく。

●古代官道、日田街道を印象づける整備

古代官道が通り、そして東門があったこと、さらには近世には旧日田街道が通っていた歴史を伝えるため、路面舗装の工夫や解説板等を設置した広場の整備を図る。旧日田街道は現在道路として利用されており、広場整備に際して、一部区間の歩行者専用道にしたうえ、袋小路の形状とする等の措置を、住民協議に基づき検討する。なお、一部に多目的広場を設ける。

●舗装による木樋の表面表示

木樋周辺を多くの来訪者が訪れても遺構に損傷を与えない程度に舗装整備を施し、木樋の埋設箇所は舗装材を用いて木樋の位置の表現を行う。

●水城跡の展望を活かした広場等の整備

水城第2広場を濠の範囲の外に移設し東門第1広場(仮)と位置付ける。さらに、濠の縁堤部に沿った形の広場として整備を行う。既存の水田よりもレベルを上げて、濠の表現を行う。

●建物跡、瓦工房、瓦窯の整備

平面表示と解説サインの設置などを検討する。

●木樋取水口の整備

現在確認されている木樋の中で、最も良好に遺存した木樋が土でカバーされた状態で地下浅くに保存されている。これまで数回状況確認のため露出調査を行っているが、保存管理を目的とした定期的なモニタリングなどは行われていない。

当面は現状のまま地下遺構の保護を図りつつ解説板等で説明を行うが、早期に木樋の状況を確認するための調査を行い、定期的にモニタリングを行うための措置を講ずる。その上で木樋の状態を踏まえた保存のあり方と活用のあり方を検討する。なお保存状態の悪化などで木樋の現地保存が難しいと判断された場合は、木樋を取り上げることも含め保存処置を図る。

木樋の表現については、木樋の状態をみた上で保存に影響を及ぼさない表現方法について検討する。もし木樋を取り上げることになった場合は、調査内容を考慮した上で木樋跡として現地に表現する。

●展望広場の整備

水城跡を横から眺めるビューポイントとして、また大野城跡へと丘陵上を散策する基点として整備を行う。来訪者を隣接する東門ゾーンや官道ゾーンから導くため、一体的な整備をめざす。

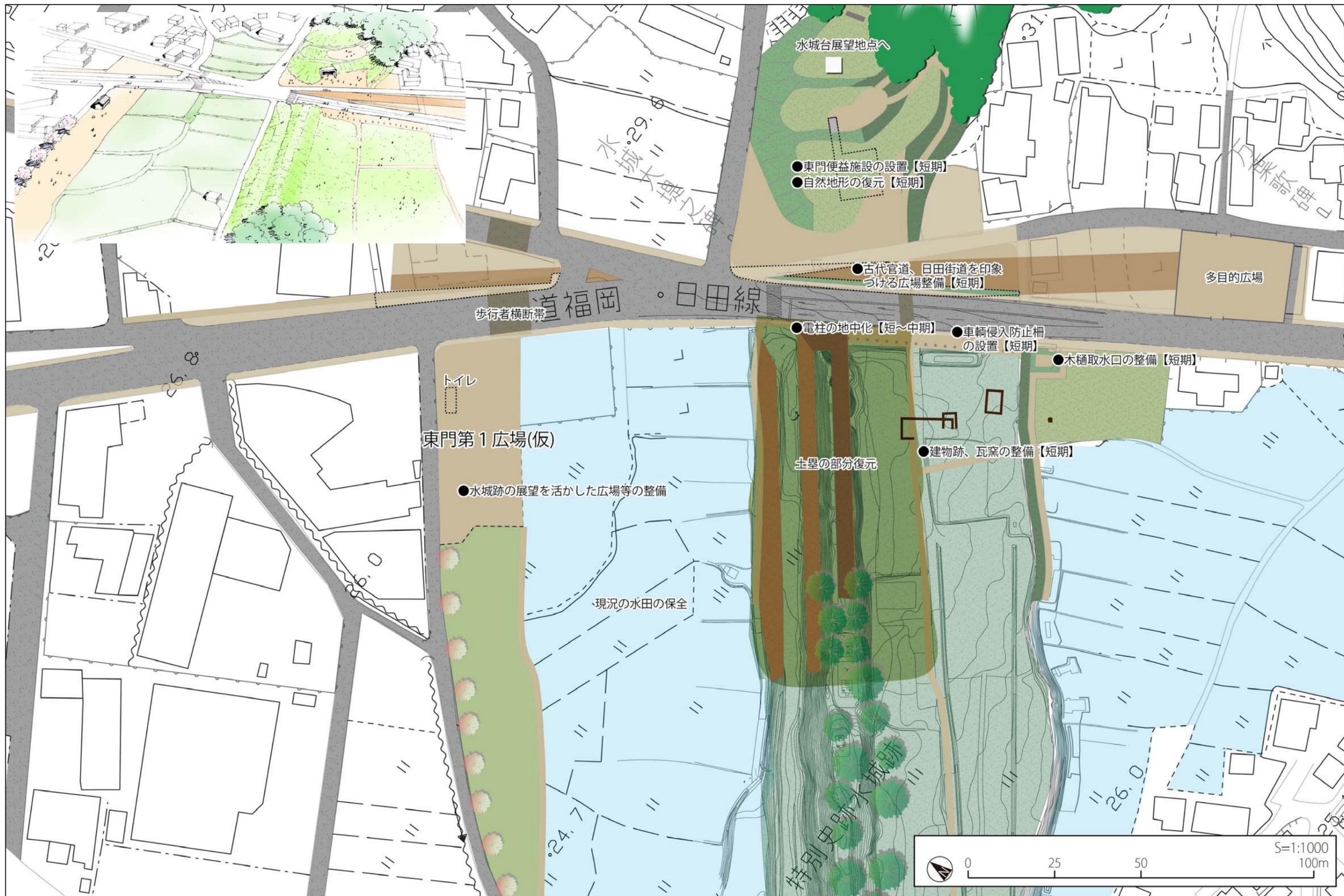


図7-41:東門・木樋周辺地区 計画平面図